

暮らし

国民年金からのお知らせ

■保険料免除申請制度

前年の所得が少ない方、風水害、失業などで保険料納付が困難な方

■免除額 全額、4分の3、半額、4分の1

■若年者納付猶予制度

30歳未満で本人と配偶者の前年の所得が一定以下の方。所得の高い世帯主（親など）と同居している場合も対象

持年金手帳、印鑑、失業の場合は離職票または雇用保険受給資格者証、平成23年1月1日以降の転入者はその他の書類が必要な場合があります ※詳細はお問い合わせください

申請国保課（市役所1階20番窓口）  
 ①(32) 6429 勇払出張所 ②(56) 0003 のぞみ出張所 ③(67) 0464

市営住宅入居希望者募集

募集住宅 市営住宅のみで別表のとおり ※今後空くことが予想される戸数

入居する家族全員の収入総額が基準内にあり、現に住宅に困窮していることが明らかで次の①～③のいずれかに該当する方 ①同居する親族がいる方（内縁関係および入居許可日から3カ月以内に入籍できる婚約者を含む） ②現在公営住宅に入居している高齢者か身体障がい者などで、階段の昇り降りが困難などの理由で住み替えを希望する方 ③単身者で56歳以上の方（50㎡以下または2DK

5月の無料相談

内容・会場	と き
	申し込み・詳細
<b>総務省行政相談所</b> 国の行政全般についての相談 市役所2階談話室	7日(月) 13時～16時 直接会場へ 市民自治推進課 ☎32-6152
<b>一日こども相談</b> 18才までの子どもとその家族に関するあらゆる相談 市役所1階	16日(水) 10時～16時 申し込み 電話で室蘭児童相談所 ☎0143-44-4152 市子育て支援課 ☎32-6369
<b>消費生活・多重債務についての相談</b> 市民活動センター	月～金曜日9時～17時（第2・4金曜日は20時まで）第3土曜日10時～15時 消費生活=☎33-6510 多重債務=☎32-6119
<b>法律無料相談</b> 弁護士による法律に関する相談 市民活動センター	27日(日) 9時～12時 申し込み 20日(日) 10時～15時 男女平等参画推進協議会 ☎32-3610 市男女平等参画課 ☎32-3544
<b>行政書士会くらしの無料相談会</b> 遺言、相続、成年後見人制度 市民活動センター	24日(水) 13時30分～19時 申し込み 電話で山崎行政書士事務所 ☎36-5633 社会福祉協議会 ☎32-7111
<b>困りごとなんでも特設相談所</b> 札幌法務局苫小牧支局	6月1日(金) 13時～16時 申し込み 電話で札幌法務局苫小牧支局 ☎34-7151
<b>無料市民相談</b> 市民相談所（市民活動センター）	法律相談 岡田秀樹 弁護士 25日(金) 9時30分～12時（1人20分程度） 定員 7人 先着順 申し込み 1日(火)から市民活動センターで内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご連絡ください
	夜間心配ごと相談 8日(火) 18時～20時 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題 ※直接市民活動センターへ 市民相談所（☎32-7111）では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています

の住宅） ・56歳未満で現在働いているか、近く働く予定がある方、精神障害者手帳、療育手帳を有するかDV被害者の方（50㎡以下または2DKの中層住宅3階以上または簡易耐火構造2階建） ・56歳未満で、階段の昇り降りが困難な身体障がい者（1級～4級）の方（50㎡以下または2DKの中層住宅1・2階およびエレベーター付き住宅または簡易耐火構造2階建） ※年齢は4月1日現在  
 申込書配布 6月4日(月)～8日(金)住宅管理課、勇払のぞみ出張所、沼ノ端コミセン  
 申込日(金)までに入居申請書を住宅管理課（市役所4階）へ持参または郵送（消印有効） ※ファクスは不可  
 留意事項 申し込みは1世帯1戸 ※重複申し込みをした場合はすべて無効 ・入居申請書には申込住宅番号を必ず記入  
 ・入居する順番は抽選により決定（母子世帯・老人世帯・身体障がい者世帯・多

人数世帯向けの特定目的住宅については、困窮度調査を実施し、困窮度の高い順に入居者を決定） ・一般住宅の抽選回数には通常1回ですが、65歳以上の入居者がいる高齢者世帯、身体障がい者世帯（身体障害者手帳1～4級）、母子世帯、過去3年以上連続して申し込みをし入居できなかった方は4年目から、2回抽選を実施し順位の高い方を採用 ・入居申請時の困窮度状況調査により困窮度の高い方は抽選回数を1回優遇 ・空き住宅が出た場合、入居登録順により資格審査に必要な書類を提出 ・資格審査（収入基準など）の結果、住宅に入居できない場合もあり ・入居申込者（同居者を含む）が暴力団員の場合は入居不可 ・中層住宅の1・2階部分は60歳以上の方や身体障がい者（1級～4級）など階段の昇り降りが困難な方のある世帯に限る  
 住宅管理課 ☎(32) 6316

広告